

緊急事態宣言の解除に伴う本市の対応について

広島県に現在発出されている「緊急事態宣言」は、感染状況の改善により9月30日をもって解除されることが決定されました。

本市では、県の「新型コロナ感染拡大防止集中対策（9月28日）」を踏まえ、次のとおり対応します。

1 集中対策期間 10月1日（金）～10月14日（木）

2 緊急事態宣言解除後の本市の対応

（1）公共施設等の利用について

三密の回避など、感染防止対策を徹底し、利用を再開します。

※施設ごとの詳細については、「公共施設の利用について」を参照

（2）市及び市の外郭団体が主催するイベント等について

感染防止対策を徹底し、県の集中対策で要請しているイベント等の開催条件を満たしたうえで再開します。

（3）市立学校の対応について

- ・小学校、中学校、義務教育学校で実施している分散登校は、9月30日をもって終了します。

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」のレベル2の行動基準に基づき対応します。

- ・中学校、義務教育学校及び福山高等学校の部活動は、再開します。ただし、密集したり、近距離で接触したりする活動は、極力行わないこととします。

（4）保育施設等の対応（保育所、こども園、幼稚園、放課後児童クラブ）

- ・感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開所（開園）します。

※家庭で安全に過ごすことが可能な場合に登園・利用を控えていただく依頼については、9月30日をもって終了します。

（5）市民及び事業者への依頼事項

- ・換気、消毒、不織布マスク着用等、基本的な感染対策の継続

- ・混雑した場所を避け、市外との往来は慎重に判断

- ・少人数・短時間での会食（感染防止対策が施されている飲食店の利用）

- ・Web会議やテレワークなど柔軟な働き方による感染予防、出張先での会食の自粛

- ・新型コロナワクチンの正しい理解と接種の検討

3 広島県の「新型コロナ感染拡大防止集中対策（9月28日）」参照